

4月分から

児童手当は子ども手当にかわります。



児童手当では対象は「小学6年生まで」でしたが、子ども手当では「中学3年生まで」に拡大され、所得制限もなくなりました。申請が必要な方には必要書類を郵送しますのでお早めにご提出ください。

※4月分から受給する場合の申請期限は9月30日です。それ以降は、原則申請月の翌月分からの支給となります。

申請について

3月まで児童手当を受給していた方

新たに子ども手当の対象となった中学2・3年生がいる場合は町への申請が必要です。

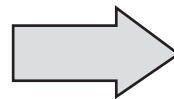
児童手当を受給していなかった方

対象となる子どもがいる場合は町への申請が必要です。

※公務員の方は勤務先での手続きとなりますので、詳しくは勤務先にご確認ください。

児童手当との比較

	児童手当
対象	小学6年生まで
支給額 (1人につき)	3歳未満 月額10,000円
	3歳以上 月額5,000円
	第3子以降 月額10,000円
所得制限	あり
支給月	6・10・2月 (それぞれ前月分まで)



	子ども手当
	中学3年生まで
	月額13,000円 (平成22年度)
	なし
	6・10・2月 (それぞれ前月分まで)

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

屋外広告物の 許可手続きが 変わりました

平成22年4月1日から屋外広告物許可等事務の権限が埼玉県から皆野町に移譲され、申請・更新・変更の許可などを皆野町が行うことになりました。(県屋外広告物条例、許可基準などは変更ありません。)

また、これに伴い審査手数料の支払いは、県証紙による納付から皆野町への現金納付に変更となりましたのでご注意ください。

■ 屋外広告物とは

「常時または一定の期間継続して」「屋外で公衆に表示されるものであって」「看板、立看板、はり紙およびはり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出・表示されたもの」をいい、屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要です。

※許可にあたって、設置できる広告物の大きさや高さ、色彩などの基準が定められています。

問合せ 建設課管理都市計画担当
☎62-1463

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧無料で ご覧になれます！

平成22年度の土地・家屋にかかる固定資産税は、平成22年1月1日の現況によって課税されます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、この現況による土地の地目や家屋の構造、面積および土地、家屋の評価額などが記載されています。

この機会にご自分の固定資産が適正な評価であるかどうか確認してください。

日時 4月1日(木)～5月31日(月)
午前8時30分～午後5時15分

場所 税務課

対象 ●土地価格等縦覧帳簿
土地の固定資産税納税者
●家屋価格等縦覧帳簿
家屋の固定資産税納税者

持参品 納税者本人を確認できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)

問合せ 税務課課税担当
☎62-1461